

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	自治協働課
委 託 業 務 名	藤尾市民センターほか昇降機改修業務
委 託 業 務 場 所	大津市横木二丁目ほか
概 要	藤尾市民センター及び田上市民センターの昇降機の改修 既設昇降機の安全性向上のため、遠隔監視装置の導入
契 約 期 間	令和 7 年 5 月 1 6 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 6 日
契 約 金 額	2, 6 8 4, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 3 番 2 9 号 [名 称] 三精テクノロジーズ株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	藤尾市民センター及び田上市民センターの昇降機施設（エレベータ）については三精テクノロジーズ株式会社による設置であり、保守についても同社へ委託している。 本業務は、当該昇降機について、新たに機器及び部品等の設備を導入することで、昇降機施設内の閉じ込めがあった場合に、救出までの時間を短縮することを目的としている。新たに導入する機器及び部品等の設備は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させることが不可能であるため、既存昇降機を設置した製造元である当該選定業者と契約する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 <b>(2)</b> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。